

英国の貯蓄推進政策とチャイルド・トラスト・ファンド

田中（平松）那須加

要 約

1. 英国では、2005年4月、子供向け税制優遇貯蓄スキームの「チャイルド・トラスト・ファンド（CTF）」が導入される。CTFは、個人貯蓄口座（ISA）と同様、利子、配当、収益分配金、キャピタル・ゲインが非課税となる。また、CTFには、口座開設時と子供の7歳の誕生日の2回、国から補助金が支給される。
2. CTFには、ステークホルダー・アカウント（Stakeholder account）とノン・ステークホルダー・アカウント（Non-stakeholder account）があり、ステークホルダー・アカウントには手数料制限（年率1.5%）等が設けられている。
3. 手数料制限を理由にCTFの取扱いに難色を示す金融機関も多いが、フィデリティ・インベストメンツやノーウィッチ・ユニオン等は、既にCTF口座向けの商品を提供する計画を発表している。
4. CTFは、子供が実際に貯蓄・投資ツールに接することで金融教育が補強されると期待されている。個人投資家による投資の促進と投資知識の普及に取り組んでいるわが国にとっても、CTFの今後の動向は注目されよう。

I. 英国におけるCTFの導入

1. CTFとは

英国では、現在、2005年4月に開始する新しい税制優遇貯蓄スキーム「チャイルド・トラスト・ファンド（Child Trust Fund、CTF）」の整備が進められている。2004年5月13日にチャイルド・トラスト・ファンズ法が成立し、同月27日には英国財務省（HM Treasury）が制度の詳細を定めた規則を制定した¹。また、内国歳入庁（The Inland Revenue）は、6月1日にCTFを提供する金融機関向けのガイダンスを発表した²。

CTFとは、子供を対象とした税制優遇貯蓄スキームである。英国の税制優遇制度としては、1987年に個人株式プラン（Personal

Equity Plan、PEP）が導入され、1999年にはそれを引き継ぐ個人貯蓄口座（Individual Savings Account、ISA）が導入されている³。しかし、いずれも18歳以上の英国居住者を対象としている。

CTFは、ISAと同様、CTFの取扱い金融機関に資金を預託し、様々な投資商品に投資できる枠組み（wrapperと呼ばれる）である。CTF口座で発生する利子、配当、収益分配金、キャピタル・ゲインは非課税となる。

CTFでは、国から補助金が支給される。英国政府は、2002年9月以降、毎年約70万人の子供がCTF口座を開設すると試算している。2003年4月の予算編成方針によれば、CTFを導入した場合の当初3年間の財政負担額は総額8億1500万ポンドになる見通しとされる（図表1）。初年度の財政負担は、税

収全体の 0.08%、所得税に対しても 0.3%と試算された。

図表 1 CTF の財政負担試算

2003-04	2004-05	2005-06
£ 3 億 5000 万	£ 2 億 3000 万	£ 2 億 3500 万

(出所) 英国 2003 年予算編成方針

2. 狙いは国民の貯蓄推進

今回、子供を対象とした税制優遇貯蓄スキームが導入されることとなった背景には、英国政府が取り組んでいる貯蓄推進政策がある。

2002 年 7 月、英国財務相の依頼を受けたロイズ保険組合の元 CEO のサンドラー氏が、個人投資家の貯蓄行動に関する調査報告書（サンドラー・レビュー）を公表したのは記憶に新しい。そのサンドラー・レビューでは、複雑な手数料体系や税制を始めとする英国の個人貯蓄マーケットの問題点が指摘され、シンプルで分かり易い金融商品（ステークホルダー商品）の導入等が提案された⁴。

その後、英国政府の 2003 年予算編成方針では、国民の貯蓄を促進するための重点事項が提示された。すなわち、<1>経済の安定や金融サービス市場の規制など貯蓄環境を整備すること、<2>税優遇や低所得層の支援によって国民の貯蓄に対するインセンティブを高めること、<3>個人に金融情報を提供し、シンプルで理解し易い貯蓄商品を提供すること、<4>国民のライフサイクルの各段階に適した貯蓄商品を提供すること、である⁵。

CTF は、この貯蓄推進政策の一環として導入される。CTF には、<1>英国国民が貯蓄や投資の利点を理解するのを手助けする、<2>親子で貯蓄の習慣を身に付けて金融機関と付き合うことを奨励する、<3>英国の全ての子供が大人になった時点で金融資産を保有しているようにする、<4>金融教育を増強する、といった狙いがあると説明されている⁶。内国歳入庁も、CTF によって、若者の金融商品に関する基本的な理解を促すことができ

るとしている。

また、収入の少ない家庭の子供により多くの補助金を支給する仕組みとなっており、低所得者の支援という側面も持ち合わせている。

II. CTF の制度概要

1. 対象となる子供

CTF の対象は、2002 年 9 月 1 日以降に誕生した英国在住の子供である。

英国には、16 歳未満の子供や、義務教育終了後（16-18 歳）に高等教育への進学や就職に向けてフルタイムで勉強をしている子供を育てる世帯等に対して、所得に関係なく児童手当（Child Benefit）を支給する制度がある。その制度の適用を受けている世帯で、上記の条件を満たす場合には、自動的に CTF の対象となる。

CTF 口座の名義は子供だが、16 歳になるまでは育児責任者（多くの場合は親）が口座を管理する。

CTF 口座の名義人である子供が 18 歳に達すると、その CTF 口座は終了する。英国政府は、CTF 口座の資金が、その時点で存在する他の税制優遇貯蓄スキームにロールオーバーされることを期待している。

2. 補助金・拠出

CTF の口座には、国から 2 回補助金が支給される。

まず、口座開設時に支給される。CTF の対象となる子供の育児責任者に 250 ポンドのバウチャーが送付される。児童手当に加えて児童税額控除（Child Tax Credit）を受けていて年間の所得が 13,480 ポンド未満の世帯の子供には 250 ポンドが上乘せされ、総額 500 ポンドの補助金が支給される。なお、2002 年 9 月から CTF の開始日までに誕生した子供については、補助金が割り増しされる⁷。

2 回目の補助金は、子供の 7 歳の誕生日に

支給される。低所得世帯の子供には、2 回目の補助金も金額が上乘せされる。現時点では、まだ具体的な金額は公表されていない。

以上の補助金以外にも、CTF の口座には、子供の親族、知人、および本人が、年間で合計 1,200 ポンドまで現金を拠出することができる。

3 . 口座開設・引き出し

育児責任者は、CTF を提供する金融機関から 1 機関を選択し、国から送付されたパウチャーを提示して子供の名義で CTF 口座を開設する。同一の名義で複数の CTF 口座を開設することはできない。但し、後日、別の金融機関に口座を移管することは可能で、移管手数料もかからない。

CTF のパウチャーが発行されてから 1 年以内に口座が開設されない場合には、内国歳入庁が育児責任者に代わって口座を開設する。

CTF 口座の資金は、子供が 18 歳になるまで引き出すことができない。但し、引き出す際の資金の用途に関しては特に制限は設けられていない。

4 . CTF の投資対象・口座の種類

CTF 口座の投資対象は、世界のいずれかの取引所に上場する企業の株式や社債、上場企業に株式の 75% 以上を保有されている会社の発行する証券、取引所に上場しているインベストメント・トラスト（クローズド・エンドの会社型投資信託）、集団投資スキームのユニットや株式、ADR のような預託証券（その対象が未上場株式など CTF の投資対象ではないものを除く）、預金（ポンド）、生命保険などである。

CTF 口座は、ステークホルダー・アカウント（Stakeholder account）とノン・ステークホルダー・アカウント（Non-stakeholder account）に大別される。

1) ステークホルダー・アカウント

ステークホルダー・アカウントは、サンドラー・レビューが提案したステークホルダー商品の考えに則ったものであり、一定の基準が設けられている。

第一に、ステークホルダー・アカウントは上場株式を中心に運用され、以下の投資商品に直接投資をしてはならない。

- ・ インベストメント・トラストの株式や社債
- ・ 有配当の養老保険
- ・ 有配当保険
- ・ 集団投資スキームのユニットや株式、保険会社に設定されるファンドの持分で、売値と買値が同一でなく日々の価格が公表されていないもの⁸
- ・ 上記の投資商品を対象とした預託証券

第二に、ステークホルダー・アカウントを提供する金融機関は、口座保有者のために、投資対象の市場、セクター、銘柄などを十分に分散するようにしなければならない。また、口座名義人やその育児責任者から特に指定がない限り、子供の 13 歳の誕生日あるいは CTF の口座開設日のいずれか遅い方から 18 歳の誕生日までの間、資産価値の変動を最小限に抑える投資戦略（lifestyling と呼ばれる）を採用しなければならない。具体的には、CTF 口座が終了する時点ですべての資金を預金に移すと想定し、13 歳から 18 歳までの間に株式から預金に徐々に資金を移すことが求められている。もっとも、予め、口座保有者から、CTF 終了時に CTF 口座の資金を他の株式運用の投資商品に移管する意向が示されている場合には、資金を移す必要はないとされる。

第三に、ステークホルダー・アカウントの手数料には年率 1.5% という上限が設定されている。この手数料には、販売、コンプライアンス、運用といった主要な手数料が含まれる。対象とならないのは、収入印紙や年次報

告書のコピー送付代などの一部の費用だけである。

CTF の取扱い金融機関は、必ず、ステークホルダー・アカウントを提供しなければならない。また、内国歳入庁が育児責任者に代わって CTF 口座を開設する場合には、ステークホルダー・アカウントが選択される。

2) ノン・ステークホルダー・アカウント

ノン・ステークホルダー・アカウントには、手数料や運用方針等の制限は特に設けられていない。ステークホルダー・アカウントの提供が義務であるのに対して、ノン・ステークホルダー・アカウントの提供については金融機関の任意とされている。

もっとも、英国政府は、リスク・リターンに対する考え方や信仰上の理由など様々なニーズに応えるために、ノン・ステークホルダー・アカウントで、預金、債券、ユニット・トラスト、オルタナティブ投資、倫理ファンドなど多様な商品が提供されることを期待している。

・金融機関の反応

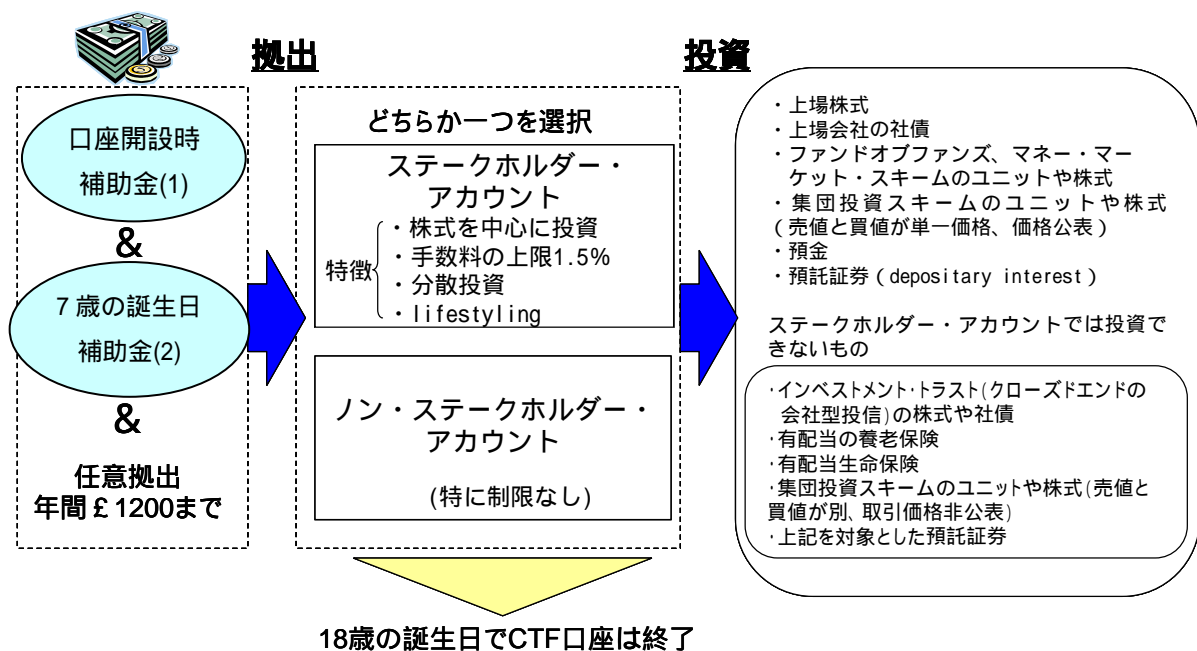
CTF を扱うことのできる金融機関は、銀行、証券会社、資産運用会社、ビルディング・ソサイエティ、保険会社、フレンドリー・ソサイエティである。CTF の取扱いについて、金融機関の反応は二分している。

CTF の取扱い金融機関が必ず提供しなければならないステークホルダー・アカウントに手数料制限が設定されていることがネックとなっており、参入に難色を示す金融機関も多い。リーガル&ジェネラルやブルデンシャル等は CTF を扱わない意向だとされる⁹⁾。

一方、フィデリティ・インベストメンツやノーウィッチ・ユニオンなどは CTF 口座向けの商品を提供する計画を発表している。

フィデリティは、自社のファンド・スーパーストア (FundsNetwork) で CTF 口座向けに約 900 のファンドを提供する予定である。FundsNetwork では、オンラインで運用状況を確認し、投資先のファンドを変更することができるが、そのようなサービスは子供が貯

図表 2 チャイルド・トラスト・ファンドの仕組み



(出所) 野村資本市場研究所

蓄や投資について勉強するのに大変役立つであろうとしている。

また、ノーウィッチ・ユニオンは、ザ・チルドレンズ・ミューチュアルと提携して CTF 口座を扱うことを発表している。チルドレンズ・ミューチュアルはフレンドリー・ソサイエティで、1948 年から子供の将来のために貯蓄したいと考える親をターゲットとした長期貯蓄商品を提供してきた。

以上の 2 社の他にも、ハリファックス、ネイションワイド、HSBC、スコティッシュ・ウィドーズなども CTF 向けの商品を提供することを決定したとされる¹⁰。

CTF を扱うためには内国歳入庁の認可が必要となる。2004 年 9 月に認可申請の受付が開始する予定である。また、CTF の取扱い金融機関に対する販売規制については、金融サービス機構（FSA）が規則案を公表し、パブリック・コメントを募集している¹¹。

IV．金融教育で活用される CTF

CTF には、貯蓄・投資を推進するだけでなく、学校で行われる金融教育の教材として活用されることも期待されている¹²。

英国財務省と内国歳入庁は、CTF を通じて子供が貯蓄・投資ツールに接し、資金がどのように増えていくのかを実際に見る機会を設けることで、金融教育を補強することができるとしている。また、子供に送付される CTF の取引残高報告書や CTF に関する教材等が子供の学習に役立つであろうとしている¹³。

これまで、パーソナル・ファイナンスの授業を学校のカリキュラムに加えるなど、金融教育の推進に取り組んできた FSA も、CTF を金融教育で活用する意向を表明している。

FSA は、2003 年 10 月、英国国民の金融能力（financial capability）を高めるための戦略を検討する「金融能力運営グループ（Financial Capability Steering Group）」を結成した。金融能力運営グループは、FSA の

図表 3 金融能力向上のための 7 つの優先課題

1. 学校	子供が学校を卒業するまでにパーソナル・ファイナンスの基礎的な知識を構築することを目標とし、パーソナル・ファイナンスの授業を行う教師を支援する。
2. 若者 (16-25 歳)	若者が実際にパーソナル・ファイナンスの問題と向き合うのを支援する。若者に情報を提供するための最適な手段を模索し、多様なニーズや環境を把握することから始める。
3. 会社	会社には、入社、昇進、転勤、育児休暇、フレックス制、解雇、退職などパーソナル・ファイナンスに影響を与える出来事が多い。そこで、会社という場を活用してパーソナル・ファイナンスを支援する方法を検討する。
4. 家族	子供の誕生など家族構成の変更によって金融ニーズを見直す必要が生じる。チャイルド・トラスト・ファンドの立ち上げを支援するほか、新しく親になった世代に親として家族のファイナンスを見直すことを促す。
5. 借入れ	住宅ローンなどの借入れに関する金融教育は既に多く行われているため、それらを統括し、必要であれば追加する。
6. 退職	退職に向けて、個人が十分に情報を収集した上で労働と貯蓄に関して選択を行うことができるように支援する。情報、情報を理解するためのツール、適切な選択肢を提供する。
7. アドバイス	ファイナンシャル・プランニングや優先課題を決定するのに用いられる、対人またはコンピュータ対話式の汎用アドバイスの役割を検討する。

(出所) FSA, “Building Financial Capability in the UK”

ジョン・タイナー理事長が議長を務め、金融機関や投資教育関連の団体などの代表者で構成されている。同グループは、英国国民の金融能力を向上させるための7つの優先課題を発表し、課題ごとにプロジェクトを組み、ワーキンググループを設置して施策を検討している（前頁図表3）。

優先課題の一つである「家族」プロジェクトでは、CTFの立ち上げを支援することが掲げられている。また、子供を持った者が親としてパーソナル・ファイナンスを再検討することを促すための措置も検討するとされている。さらに、「学校」プロジェクトでは子供が義務教育を終える16歳までに基本的な金融知識を教えることが掲げられている。

FSAは、学校の金融教育を通じて子供とその親にCTFについて教えることは、以上の優先課題プロジェクトの重要な活動の一つになるとしている。

V. 最後に

わが国では、2001年に金融庁が公表した「証券市場の構造改革プログラム」において「貯蓄から投資への転換」というスローガンが打ち出された。その後、個人投資家の投資を促進するために様々な制度の整備が進められている。

その一環として、金融庁は、金融・証券教育の促進にも取り組んでいる。2002年に公表された「証券市場の改革促進プログラム」では、金融庁ホームページにおける投資知識・情報を拡充するほか、学校における金融・証券教育の推進を図ると明記された。また、2004年1月には、金融庁が初めて金融教育をテーマとしたシンポジウム（「金融経済教育を考えるシンポジウム」）を開催した。

英国で導入されるCTFは、子供とその親に実際に貯蓄や投資について考える機会を与えようとするものである。上記のように、個

人投資家による投資の促進と金融や投資に関する知識の普及の両方に取り組んでいるわが国にとっても、CTFの今後の動向は注目されよう。

¹ *Child Trust Funds Act 2004, The Child Trust Funds Regulations 2004* (2004 No. 1450), 27th May 2004

² Draft Guidance Notes for CTF Providers Version 1 (1 June 2004)

³ 詳しくは杉岡登志夫「わが国における証券税制見直しのインパクト」『資本市場クォーターリー』2001年秋号を参照。

⁴ 詳細は林宏美「英国個人向け金融商品市場の問題点 サンドラー・レビュー “Medium and Long-Term Retail Savings in the UK” のポイント」『資本市場クォーターリー』2002年秋号を参照。

⁵ HM Treasury, April 2003 Budget

⁶ *Explanatory Memorandum Relating To The Child Trust Funds Regulations 2004* (2004 No.1450), 27th May 2004

⁷ 2002年9月1日 2003年4月5日に誕生した子供は£277（低所得世帯は£554）、2003年4月6日 2004年4月5日は£268（同£536）、2004年4月6日 法の定める日は£256（同£512）支給される。

⁸ ユニット・トラストには、基準価額ではなくビッド・アスクを提示して売買されるものがある。

⁹ Lucy Warwick-Ching, “Providers take wait-and-see stance.” *FT.com*, June 11 2004

¹⁰ 脚注9

¹¹ The Financial Services Authority, “*Child Trust Funds*,” Consultation Paper 04/10. June 2004

¹² 詳しくは林宏美「英国の学校における投資教育 Excellence and Access プロジェクトが目指すもの」『資本市場クォーターリー』2002年冬号を参照。

¹³ Inland Revenue and HM Treasury, “Detailed Proposals for the Child Trust Fund” 2003